

若者の市販薬の過剰摂取防止対策の
強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣 あ て
こども家庭庁長官
孤独・孤立対策担当大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、処方箋がなくても薬局等で購入できる市販薬の濫用・依存や急性中毒が重大な社会問題となりつつあり、市販薬の過剰摂取による薬物依存患者が急増し、令和4年度に公表された依存症に関する調査研究事業では、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生は約60人に1人に上ると報告されている。

市販薬の過剰摂取は、不安や葛藤を抱える若者が社会的孤立にある中、現実逃避や精神的苦痛の緩和を目的に行う場合が多いが、疲労感や不快感が一時的に解消されることもあり、同じ効果を期待してより過剰な摂取を繰り返すことで肝機能障害や重篤な意識障害等を引き起こし、死亡事例も発生している。

市販薬は、過剰摂取による健康被害が深刻になる場合があるものの、違法薬物と異なり所持が罪とならず、複数の薬局等で購入し大量に所持することもできるなど容易に入手できる環境にあることから、若者に市販薬を適正に販売するための取組を推進するとともに、過剰摂取の背景にある若者の社会的孤立や生きづらさの解消も求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、若者の市販薬の過剰摂取防止対策の強化により、薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 濫用等のおそれのある医薬品に指定された6成分を含む市販薬の若者への販売は、含有成分に応じて販売容量を制限するとともに対面又はオンライン通話に限定するほか、販売記録等を活用した購入対策を検討すること。
- 2 6成分を含む市販薬は、若者への販売時に氏名・年齢等の確認や副作用等の説明の徹底を図り、必要な相談窓口等を紹介する体制を整備すること。
- 3 濫用等のおそれのある医薬品の指定は、実態を把握し的確に進めること。
- 4 若者の市販薬の過剰摂取を孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。